

令和7年第1回世田谷区議会定例会提出予定案件（追加）

〔令和7年3月27日現在〕

議 案	1 件
-----	-----

【 議 案 】

＜財 務 部＞

（１）世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

改正理由 道路交通法の改正に伴う一部改正

改正内容 身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免申請における運転免許証の提示に係る規定の整備を行う。

施 行 日 令和7年4月1日

議員提出議案第1号

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月27日

提出者 世田谷区議会議員 和田 ひでとし

青 空 こうじ	阿久津 皇	石 川 ナオミ	石 原 せいじ
いたい ひとし	大 庭 正 明	岡 川 大 記	岡 本 のぶ子
お の みずき	オ ル ズ グ ル	加 藤 たいき	神 尾 り さ
上 川 あ や	川上 こういち	河 村 みどり	くろだ あいこ
河 野 俊 弘	坂 口 賢 一	坂 本 みえこ	桜 井 純 子
佐 藤 ひろと	佐 藤 正 幸	佐 藤 美 樹	宍 戸 三 郎
下 山 芳 男	関 口 江利子	そのべ せいや	たかじょう訓子
高 橋 昭 彦	田 中 優 子	津 上 仁 志	つるみ けんご
中 里 光 夫	中 塚 さちよ	中 山 みずほ	畠 山 晋 一
羽 田 圭 二	原 田 竜 馬	ひうち 優 子	ひえしま 進
平 塚 けいじ	福 田 たえ美	藤 井 ま な	真鍋 よしゆき
み や かおり	桃 野 芳 文	山口 ひろひさ	若 林 り さ

世田谷区議会議長

おぎの けんじ 様

(説明) 区の組織改正に伴い、常任委員会の所管を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

世田谷区議会委員会条例（昭和40年4月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号及び第4号中「、拠点整備担当課」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議員提出議案第2号

世田谷区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年3月27日

提出者 世田谷区議会議員 和田 ひでとし

青 空 こうじ	阿久津 皇	石 川 ナオミ	石 原 せいじ
いたい ひとし	大 庭 正 明	岡 川 大 記	岡 本 のぶ子
お の みずき	オルズグル	加 藤 たいき	神 尾 り さ
上 川 あ や	川上 こういち	河 村 みどり	くろだ あいこ
河 野 俊 弘	坂 口 賢 一	坂 本 みえこ	桜 井 純 子
佐 藤 ひろと	佐 藤 正 幸	佐 藤 美 樹	宍 戸 三 郎
下 山 芳 男	関 口 江利子	そのべ せいや	たかじょう訓子
高 橋 昭 彦	田 中 優 子	津 上 仁 志	つるみ けんご
中 里 光 夫	中 塚 さちよ	中 山 みずほ	畠 山 晋 一
羽 田 圭 二	原 田 竜 馬	ひうち 優 子	ひえしま 進
平 塚 けいじ	福 田 たえ美	藤 井 ま な	真鍋 よしゆき
み や かおり	桃 野 芳 文	山口 ひろひさ	若 林 り さ

世田谷区議会議長

おぎの けんじ 様

(説明) 刑法の改正に伴い罰則における懲役を拘禁刑に改めるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

世田谷区議会個人情報保護条例（令和５年３月世田谷区条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年６月１日から施行する。ただし、第２条第１０項、第１２条第５項の表、第１７条第１項各号列記以外の部分及び第２項第１号ア、第１８条第１項及び第２項、第２７条第２項、第３１条第２項、第３２条第３項、第３８条第１項ただし書及び第２項、第３９条第３項並びに第４８条の改正規定は、同年４月１日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 令和７年６月１日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。